

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯 または住民税均等割のみ課税となる世帯のみなさまへ

物価高騰による負担軽減を図るため、令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対する給付金の案内です。なお、対象となった世帯の中に18歳以下の児童がいる場合には、こども加算の給付を行います。

詳しくは
こちら→



対象世帯	支給額
令和6年6月3日時点で沖縄市に住民登録があり、令和6年度住民税が次の①または②のいずれかに該当する世帯 ① 住民税非課税世帯 ② 「均等割のみ課税の世帯」「均等割のみ課税の方と非課税の方」で構成される世帯 ※既に令和5年度非課税給付または令和5年度均等割のみ課税給付の対象となった世帯や、世帯の全員が、個人住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯等は該当しません。	● 1世帯あたり10万円 ● 支給対象世帯で、扶養されている18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）1人につき5万円
	給付金の支給手続き
	● 支給対象者には、市から「支給のお知らせ（申請不要）」「確認書（要返送）」をお送りします。 ● 市から確認書が郵送されてきた世帯はオンラインで申請することも可能です。 ※他市区町村からの転入や、住民税の未申告などにより、課税状況が不明の方がいる場合は、「申請書」の提出が必要です。

【申請書配布先】 市役所5階給付金担当窓口または市公式ホームページ **申請期限 | 10月31日(木) ※ 必着**

「定額減税しきれないと見込まれる方」への「調整給付金」のご案内

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税及び令和6年度の個人住民税の定額減税が実施されます。その際、**定額減税しきれないと見込まれる方は、「調整給付金」を支給します。**

詳しくは
こちら→



支給対象者	調整給付金額の計算方法
所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方が課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方	定額減税可能額 所得税(注1) …… 本人・扶養親族(配偶者を含む)1人あたり3万円 個人住民税所得割(注1) …… 本人・扶養親族(配偶者を含む)1人あたり1万円
	(1) 「所得税分控除不足額(不足額給付時)」の算出方法 $\begin{array}{ c } \hline \text{定額減税可能額} \\ 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{令和6年分推計所得税額(定額減税前)} \\ = \text{令和5年分所得税額(実績)} \cdots (\text{注2}) \\ \hline \end{array} = \text{① 所得税分控除不足額}$ (2) 「個人住民税所得割分控除不足額(不足額給付時)」の算出方法 $\begin{array}{ c } \hline \text{定額減税可能額} \\ 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{令和6年度分個人住民税所得割額} \\ (\text{定額減税前}) \\ \hline \end{array} = \text{② 個人住民税所得割分控除不足額}$
	調整給付金額 = ① + ② (1万円単位で「切り上げて」算出) (例) ①+②の合計が ● 0円超1万円以下の場合 → 1万円 ● 1万円超2万円以下の場合 → 2万円・・・ (注1) 所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。 (注2) 令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、令和6年度住民税の情報から国が示す方法で推計した額を利用しています。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足が生じた場合は、追加で令和7年に給付を行う予定です。

● **個人住民税に関すること(所得、課税等はお電話で回答できません)**
市民税課 市民税係 ☎098-939-1212 (内線3252~3255)

申請期限 | 10月31日(木) ※ 必着

給付金を装った詐欺にご注意ください!!

給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報・通帳・キャッシュカード・暗証番号の詐取」にご注意ください。不審に思った場合は速やかに最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご相談ください。



お問い合わせ ちゅいしいじい課 給付金担当(市役所5階) ☎098-929-3011
受付時間: 午前8時30分~午後5時15分(平日のみ)